

## 自己資本規制比率の四半期毎の開示

【2016年9月30日現在】

金融商品取引法第46条の6第3項に基づき、公衆の縦覧に供するため作成したものです。

1. 固定化されていない自己資本の額	192,080 百万円
2. 市場リスク相当額	15,324 百万円
3. 取引先リスク相当額	6,252 百万円
4. 基礎的リスク相当額	12,501 百万円
5. リスク相当額の合計額	34,077 百万円
6. 自己資本規制比率 (=1/5)	563.6 %

### 〈劣後債務の注記〉

- a. 劣後債務の金額 20,000 百万円
- b. 劣後債務の契約日 2001年10月31日
- c. 劣後債務の弁済期日

金額(百万円)	借入日	弁済日
10,000	2009年 3月30日	2017年 5月 1日
10,000	2009年 3月30日	2017年 8月 1日